

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 施設予約取消に係る使用料還付のお知らせ

日頃、仙台市のスポーツ・公園施設をご利用頂き、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の流行の状況をふまえ、施設予約取消の取り扱いについては以下のとおりとすることといたしました。

【使用料の取り扱いについて】

イベント等の主催者や利用者の皆さまが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために予約していた施設の利用を取りやめる場合には、お支払済みの使用料を還付いたしますので、各施設の窓口等へお申し出ください。

【還付の対象期間】

令和2年2月20日～5月10日使用分

※5月11日以降使用分の取り扱いについては、現時点では未定ですので、改めてお知らせいたします。

令和2年4月8日

仙 台 市